審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	第2回松阪市勤労者総合福祉施設あり方検討委員会
2. 開催日時	令和4年1月17日(月) 午後2時~午後4時00分
3. 開催場所	松阪市上川町212番地1 ワークセンター松阪 勤労者総合福祉センター 2階研修室
4. 出席者氏名	(委 員) ◎ 笠原正嗣、○ 別府孝文、鈴木史彦、川口正人、 西山隆明、中田順也、辻充代(◎委員長 ○副委員長) (欠席) 松葉恵実 (事務局)産業文化部 内山部長、 商工政策課 若山課長、佐々木係長、永田主任、 ワークセンター松阪 岩出副館長、山村主任
5. 公開及び非公開	公開
6. 傍 聴 者 数	0名
7. 担 当	松阪市産業文化部商工政策課ワークセンター松阪 TFL 0598-29-6510 FAX 0598-29-6514 e-mail work.div@city.matsusaka.mie.jp

協議事項

- 1. 第1回検討委員会にて指摘のあった主な事項について
- 2. 委員会の意見・提案を踏まえたワークセンター松阪のあり方(案)について
- 3. その他

議事録

別紙

第2回松阪市勤労者総合福祉施設あり方検討委員会議事録概要

日 時:令和4年1月17日(月)14:00~16:00

場 所:ワークセンター松阪 勤労者総合福祉センター 2階 研修室

出 席:笠原 正嗣(皇學館大学 現代日本社会学部 教授)(委員長)

別府 孝文(三十三総研 調査部長、主席研究員)(副委員長)

鈴木 史彦(松阪多気地区労働者福祉協議会会長(教職員組合松阪支部・支部長)

川口 正人(松阪商工会議所事務局長)

西山 隆明(松阪公共職業安定所 総括職業指導官)

中田 順也(社会福祉法人 まつさか福祉会生活介護事業所 向野園 管理者)

辻 充代(利用者代表)

欠 席:松葉 恵実(講師代表)

【事務局】

内山産業文化部長、商工政策課(若山課長、佐々木勤労消費者係長、永田主任) ワークセンター松阪(岩出副館長、山村主任)、松阪市勤労サービスセンター (平松課長、小杉主任)

~委員長挨拶~

【委員長】

前回の議事録確認し何かあれば後日事務局へ問い合わせること。

では事項に沿って進めていく。

2-1第 1 回検討委員会にて指摘のあった主な事項について説明を事務局よりお願いしたい。

【事務局】

前回長期的な利用者数をということで、記録が残っている平成 7 年度より確認をした。 平成 20 年度がピークでその後は増減をし、ここ 5 年間は減少している状況である。

次にカーボンニュートラルについての資料。空調については灯油を燃料としている。5年間の実績を記載している。令和2年度増えているのはコロナ対策で換気をしているため。 次に賃借料と委託料の内訳を記載しているのでそれぞれ確認いただきたい。

【委員長】

前回の宿題について何か再度確認事項があればお願いする。

【委員】

利用者数推移の関係、平成17年に松阪市が合併をしているが利用者についてその影響はないか。

【事務局】

データを見る限り影響はなかったと考えている。

【委員】

了解した。

【委員長】

平成 27 年度から長期低下傾向が見受けられる。平成 28 年度から 30 年度までが特に低落傾向があるが何か理由をつかんでいるか。

【事務局】

平成 27 年度・28 年度は少し増えている。細かいところまでは把握できなかったが、平成 27 年度は市主催の貸館及び多目的グランドの利用が多かった。平成 28 年度はフリーレッスンを 1 講座増やしたことにより前年度と同様の利用者数であったが、その後の減少についての要因は把握できていない。

【委員長】

前回の確認事項については特になかったのでこれで理解していただいたとして終わりと する。

続いて、2 - 2 委員会の意見・提案を踏まえたあり方について議論を進める。前回、市としての方向性を示すように依頼していたが、その宿題の答えについて説明いただきたい。

【事務局】

~資料に沿って説明~

【委員長】

1から順番に見ていく。1-1勤労者総合福祉センターについて、他市でも利用資格撤廃があると聞くが、利用資格について意見等あるか。

【委員】

1-1から1-4の関連で利用資格撤廃について、例えば1-4勤労者体育施設について「現行用途の使用制限が令和5年まである」旨の記載があるか。その現行用途の使用制限とはどのようなものか。これがあることでスポーツ施設としか利用できない等制限があるという意味か?

【事務局】

原則建築の建設用途の意味である。例えばテニスコートを潰して建物を建てるということが認められない。テニスコートは令和 5 年まではテニスコートとしてしか利用ができないという意味。

【委員長】

問題はないということである。

利用資格撤廃という表現であれば、撤廃することにより他市の人が使えるようになるため、松阪市在住・在勤の本来使えるべき人が使えなくならないか。

【事務局】

想定としてはそのようなことはありうる。ただし営利を入れると市内だけでは成立しない。申し込みの方法等他の方法で制限できないかの検討はすべきと考えている。他市町の事例等を見ていると営利目的を許可している所は利用資格について記載のある市は見受けられないように思う。

委員長の意見にあった問題も想定できるため、委員の皆様のご意見をお聞きしたい。

【委員長】

利用資格について他に意見はないか。例えば料金や申し込み順に差をつけるか。利用資格 について撤廃しフリーに使わせるか、あるいは撤廃はするが本来の目的である市内である とか年齢等で制限する等の意見等はあるか。

【副委員長】

委員長の意見のとおり、利用資格を撤廃することは幅広く使う意味では良いと思うが、松阪市の税が投入されている施設において、市民や在勤在住の方が利用しづらくなるのを避けるという意味で、優先枠や、料金で差をつけるなど撤廃とセットで制限を考えていく方がよいと個人的には思う。

【委員長】

ありがとうございます。他ご意見いかがか。

【委員】

現在施設を利用している利用者としては利用資格に撤廃は逆に気にならない。松阪市在住在勤が現行の利用規約なので、市外の人でも在勤であれば利用でき問題ないと思う。それよりはこのような施設があることを、現状利用資格のある人に利用できることを理解してもらうことが重要と考える。

自分も講座で利用しているが、講座以外での利用方法や料金体系を知らない。他の人も知らないなのであれば、周知し利用を広めることに重点を置くべきと思う。

【委員長】

情報発信が重要であるということか。

事務局に確認だが、利用資格の現状については条件が撤廃されているのと同じ実態で運用をしているということでよかったか。

【事務局】

確認ができていないことはある。特に雇用保険に関しては現状の確認ができていない。申請者は利用資格ありだが、一緒に利用する利用者まで確認徹底ができていない等。その現状もあり今回思い切ってこの部分に関して利用資格撤廃ができないかという考えはある。

【委員長】

撤廃であると完全になくなってしまう。優先利用等で緩和という表現もありうるのでは ないか。今までの利用している人の思いもある。緩和や見直しという考えもあると感じる。

【事務局】

委員の皆様の意見を聞くと、色々な人が利用できるようそれぞれの制度の見直しを行っていくのがよいと感じる。その中で条例・施行規則を見直しに合わせて修正することが我々事務局に課された命題である。多くの方が利用しているので、それに合わせた「利用資格の見直しを行う」という表現に修正すべきであると感じた。

【委員長】

事務局から「利用資格の見直しを行う」という表現の修正の意見を得た。他に委員の意見はあるか。

【委員】

今利用している方々に制限をかけないことが前提なので、撤廃でなくなることは良いと思った。別途確認が1点。1-1の施設に体育館がある。体育館は1-4の施設に入るのか。

【事務局】

1-1に体育館が入っている。1-4は外にある施設のことである。

【委員長】

1-3の勤労青少年ホームについて。若者の就労に関する利用を促進・ハローワークとの連携との記載がある。これ以外に子育て世代、例えば女性の就労支援など若年層限定ではなく、対象を幅広く持たせてもよいのではないか。事務局の考えは。

【事務局】

議論を確認したい箇所は、前回の議論の中で貸館は若者から高齢者まで広く利用すべき との意見があった。勤労者青少年ホームの名称を変えるとともに、勤労青少年ホームの機 能・あり方は貸館とは別に、就労支援という意見もあったので、子育て支援、高齢者の利用 も考えられる。機能についての意見もいただきたい。

機能としてはワークセンターが実施する事業との兼ね合いもあるので、そのあたりの事情も含めたご意見を伺いたい。

【委員長】

名前がワークセンターなので「勤労」、女性や高齢者とか必要であると思う。 そのあたりの範囲で意見はあるか。

【委員】

勤労青少年ホームのところで、前回も意見があったが幅広く利用を促進するという中でまさに今意見のあった子育て支援というのも一致する内容であると考える。松阪は市民活動が盛んであるので子育て支援に関する団体などが利用していくのは良いと思う。既存のNPO等とタッグを組んで事業を考えていくことを検討してみてはどうか。幅広く利用いただく要因になると思う。

【委員長】

3ページにて勤労者総合福祉施設を「ワークセンター松阪」へ名称変更するとあるが、勤労青少年や子育て世代へ利用の広がりを見せても変更後の名称も対応可能である。「ワーク」働く者の施設という位置づけであれば勤労青少年ホームについても名称変更により「ワークセンター別館」となっても、今意見のあった女性、高齢者、障がい者、全ての働く人に対する機能の広がりにつながる。

他に意見はあるか。

【委員】

具体的などのような就職支援ができるかは考えていかなければならない。

子育て支援は大事であるが子育て支援は女性だけではなく、男性の子育て支援もある。高齢者も増えてきていて働き方が多様化している。若者だけでなく高齢者も含めての就労支援を考えていかなければならない。

ただし現時点では具体的な案は述べることはできない。ハローワークもこれから考えていかなければならない。

【委員長】

来年 4 月から変わることは難しいと思う。名称変更がきっかけとなって機能が広がるきっかけとなればよい。勤労青少年という形がよいがそれに縛られず柔軟な運用が必要となる。それには情報発信が大事。施設の有用性を知ってもらいより多くの人が利用してもらうことが重要。それには利用資格の変更。撤廃が良いのかとも考えたが、委員皆の意見を聞いていくと撤廃より見直しの方が良いと思える。

名称変更について意見はあるか。いかがか。

【委員】

労働会館については名称が変わっても機能が保たれれば、名称については特に問題はないと思う。引き続き機能が維持できれば良い。

【委員長】

他に名称に関して意見はないか。ワークセンター松阪に統一されるが。

【委員】

委員と同じ意見。名称が本館と別館に代わっても問題はないと思う。

利用資格の話に戻るが、事務局意見は労働会館に関しては利用資格の撤廃とだけ記載があるが、青少年ホームについては「より多くの方が利用できる施設として活用を検討。」と記載がある。ここが重要である。事務局の想定としてより多くのターゲットになるのが子育て世代で、戦略として子育て世代が利用できるように利用資格を変更するのは良いことではあると思う。ただしより多くの利用者をという意味をどうとらえたらよいか。より多く利用を促すのは貸館業務だけか。

【事務局】

事務局も迷っているところがある。貸館は子供から高齢者まで利用を増やすのは良いかと思う。ただし青少年ホームの機能としてはどうか。他の青少年ホーム事業、講座や先ほどの就労支援との波及効果を考慮して利用すべき。よって貸館業務とは別で考えるべきであると考える。

【委員】

事業となると、高齢者向けの事業、障がい者向けの事業というのが考えられるが、例えば 障がい者。障がい者福祉センターが殿町に別であるが、講座等を実施している。ワークセン ター松阪の自主事業でこのような「特定の人」をターゲットにする事業を始めてしまうと 元々利用できる施設があるにかかわらず、こちらへ流れてきてしまい既存の利用者が利用 できなくなる。名称が変わったとしても元々青少年ホームであるので、若者の就労支援、子 育て支援という若者向けの事業に絞らないと整理がつかないのではないか。

【委員長】

確かに何でもありにしては、機能がコントロールできなくなるのではないか。 魅力の分散化になり、市民に分かりにくくならないか。事務局の考えは。

【事務局】

難しいところではあるが、議論の中で「働く人たちにとっての機能の広がり」というキーワードが出たと感じる。ワークセンターのあり方は、勤労青少年ホームは名称変更するが、働く人たちにとっての機能の広がりを第一のキーワードと考えて施設を展開していくことが、委員皆様の共通意見であったかと感じた。事務局としてもこのキーワードに沿った施設展開のあり方が必要であると感じた。

【委員長】

3ページの設置目的に「健康」はいらないか。

【事務局】

議論いただきたい点である。体育施設もテニスコートもある。事業としても保健体育事業の開催もある。

【委員長】

意見はあるか。

事務局としては健康という文言にこだわることはないか。

【事務局】

こだわることはない。

【委員長】

他に意見はないか。

5ページ事業の内容で営利目的利用の解禁についてはどうか。事務局案は「推奨」になっているが、認めるくらいの表現の方が良いのではないか。

【事務局】

第 1 回目の委員会意見で、営利目的の利用ができないことに対しての意見が多く出たので記載をした。

【委員長】

営利事業の際のチェック体制は準備ができているか。例えば展示会等で〇〇商法などの話が出てきたら対応可能か。

【事務局】

現状も受付時点で営利利用であるかの確認はする。問い合わせがあればどのように使用するか確認はしている。そこで営利であると判断すれば貸館はお断りしている。

【委員長】

営利目的が可能となった場合に、市の施設であるのでチェック体制が問われる。消費者被害等がセンターから出てこないかの運用を確認しておくべきだ。

【事務局】

営利目的を解禁した場合には、委員長の意見のとおりフィルターをかける必要がある。帳票のチェック等の実施が考えられる。

【委員長】

営利目的の利用は必要である。市民のニーズに応えた事業を展開できる。ただし推奨という表現は一考が必要であると感じた。

他に意見はあるか。

【委員】

営利と営業と書いてあるが、今の現状で販売促進会議であれば今も部屋を借りれるのか。 物品の販売をするわけではない。

【事務局】

お金が動いていないので問題ない。

【委員】

営利目的解禁となれはそこで物販販売が可能になる。

産業振興センターは今現在物販をしているが、同じ運用を事務局は考えているということでよいか。

心配が一つある。貸館についての話だが、物販業者が体育館等を占有した場合に、元々利

用している人たちが利用できなくなってしまわないか。

【委員長】

利用資格の撤廃につながる話だと思う。本来利用したい人が使えなくなることが想定される。例えばフリーマーケットなどが今まで利用できなかったが、利用できるようになり市民活動の活性化にはつながる。しかしながら市外物販業者の占有が続いてしまうと、市内事業者の圧迫等にもつながる恐れがる。

他はいかがか。営利目的の解禁という意味では皆さんご同意いただいていると理解した。

【委員】

利用枠の撤廃というよりは、今利用できる人への利用周知を徹底した上でその後に撤廃 へ進んだ方がよいのではないかと思っている。

【委員長】

利用資格のチェックができていない現状があった。

【事務局】

利用資格の撤廃の表現が悪いが、チェック体制が甘く公務員も実は雇用保険の関係の規定から利用できない。いったん整理するタイミングで現状の矛盾を整理したいというのが大きな趣旨である。

【委員長】

そういう意味で、見直し、撤廃がありうる。

営利目的を解禁した場合講師としてもメリットがあるか。

【事務局】

市の主催事業と別で、ワークセンターで講師主催事業ができるようになる。

【委員長】

その場合指定管理者に収入が入り市税の投入が減る。

5ページ市委託事業について意見は。

事務局案 2 行目の若年層対象というのは、高齢者等は市のほかの事業があるから若年層 を強調しているのか。

【事務局】

前回の勤労青少年ホームの議論の流れから就労支援・若年層のような表現となっている。

ただし今回のキーワードの中で「働く人達のための広がりの場」という話が出たので、若年層という表現についてはご議論いただきたい。

【委員長】

働く人とするのか、若年層に縛るか。意見はあるか。 「主な対象として若年層」とする手法もあるが。

【委員】

現状の委託事業で講座によっては年齢層の高い講座もあり、現状の利用者を排除しない 表現にすべきと考える。今の利用者の利益を守る必要がある。若年層を対象とし効果的な ものという記載も議論の流れであるが、現状の利用状況と併せる必要はある。

【委員長】

事務局で若年層からの言いかえは可能か

【事務局】

勤労者、「働く人」というキーワードというのは入れるべきである。ワークセンターと公 民館の色分けはしたい。貸館については広く一般に利用を、ただし機能については働く人 のための機能を大切にすべきである。

なおかつ若年層の課題がある。特に若年層に関しての講座は世代間交流をしているが、青 少年ホームの名称が変更となればワークセンター松阪事業と青少年ホーム事業が統合され 重なっている部分は一つにする。35 歳未満ではなく年齢にとらわれず広く利用いただける。 まずは勤労者のニーズをしっかり押さえる。

そのうえで引きこもり、ニート等の若年層の問題を必要であれば組み入れていくのがよいのではないか。

【委員長】

4ページの「青少年」という言葉自体ももしかしたら合わないかもしれない。どういう言葉に変えるかは難しい。「中高年」も増えてきている。

5ページ委託事業のところで意見はないか。市税の投入を他市等の事例も踏まえより適切なものにするよう見直すべきとの記載である。この点についていかがか。よろしいか。

6ページは指定管理制度の導入について、大きな検討事項ではある。

メリット・デメリットについては、効率的な運営や費用対効果が見込まれるところだと 思うが。直営ではなく指定管理というのは流れではあるかと思うが。意見はないか? 7ページは指定管理者を誰にするかという提案である。

【委員】

前回このことについては議論があったが、事務局案が選定することが望ましいとの記載であるので、メリット・デメリットを考慮に入れた選定であれば問題ないと考える。

【委員】

前回の議論にあったメリットに出ている、きめ細かいサービスの提供、費用対効果、他では市の事例からは指定管理制度の導入をしていくことについては良いと思う。これにより中身の活性化が図られる。

【委員長】

委員の皆全員が指定管理制度の導入に関しては賛成ということでよいか。

【各委員】

~同意~

【委員長】

同意の確認をさせていただいた。

問題はどのような形で指定管理者を選定するかということ。

松阪市勤労者サービスセンターが望ましいという案ではあるがこの点についての意見は あるか

【事務局】

指定管理者制度の選定について基本は公募が前提であるので、案としては書きすぎている。ただし、前回の議論としてはサービスセンターへの評価、また意見として指定管理制度 導入により運営が大きく変わってしまうことへの不安がありこのような提案となった。

【委員長】

事業の継続性を担保するためという意見か。

【事務局】

そのような意見が多かったため、事業を継続できる事業者を制定管理者としたいという 意見である。

【委員長】

この部分はいかがか。

ノウハウや現状の運営実績があるため事業継続性を担保するため結果として指定管理者 制度となるという形になるのではないか。

【副委員長】

他市で指定管理者を選定する委員をしている。他市ではビル管理事業者が選定されることが多い。その場合貸館としての施設管理については効率化されるが、ワークセンター松阪の様に講座を抱えていたりする場合にはそぐわない部分が出てくると思う。現状からの激変を避ける意味では当面は実績のある事業者に運営を任せるという考え方はあると思う。

【委員長】

当委員会として「松阪市勤労者サービスセンターが望ましい」と言い切るまでは難しい。 継続性や現状の事業評価を考えて選定をすべきとの表現となるか。

【委員】

視点が変わるが、現状敷地の管理もしている。小学校が隣にあることで、地域との共存・ 連携が必要ではないか。

特に営利目的となり、車が今以上に入ってきた場合により一層連携の強化が・安全の確保が必要となる。その視点で考えると、指定管理者は地域との連携が図れる事業者であることが必要となると思う。

【委員長】

現状に対する評価は事務局は持っている。また、委員の意見も今以上の効率化はすべき であるという意見はあるが、現状の運営レベルの継続をすべきであるという意見である。

【事務局】

先ほどの意見に対してであるが、指定管理制度の導入となったとしても小学校や地域と の連携は今後も継続していく。指定管理制度の導入によって施設の利用が制限されること はない。

【委員長】

指定管理者制度の導入となった際は選定が必要。その選定に関する委員会答申としては、 指定管理者制度の導入、また選定においては現状の事業者の評価を実施し、事業継続性を 考慮すべきであるとの意見を入れることでよいか。

【事務局】

当委員会では、事業継続性の重要性、現行事業者の概ねの評価をいただき、あり方検討 委員会の答申をいただきたい。指定管理者の公募・非公募については答申結果に基づき、 以後の手続きの中で議論していく。

【委員長】

本日の事務局案について全ての議論が終わった。総括として今日の議論について整理する。

利用資格については撤廃という文言を再考していただきたい。

2ページについては利用資格の箇所。貸館等の柔軟に対応していく。

青少年ホームは名称変更となるため、「働く人」をキーワードに女性や子育て世代、高齢者等より広範囲に広がりを持つ形で整理すること。

3 ページでは名称変更について「ワークセンター松阪」として、本館別館で統一される。 また私より利用目的にて健康という部分を入れるかどうか検討してはどうか。

4ページ事業のところ。見直し、より広範囲な形で。

5ページでは営利事業の「推奨」の表現を再考いただきたい。

事業として過大な市税の投入の見直しをしていただきたい。内容を濃くして支出のスリム化をしていただきたい。その手法については最後のところ指定管理者制度導入することで運営方法を工夫し、かつ現状の事業評価をして最適な施設の管理運営の在り方を考えていただきたい。

指定管理者制度導入の答申となる流れなので、次回の委員会の中で指定管理者制度導入 に関することをより深く議論したい。

以上議論の整理とする。基本的には事務局案の文言等の整理をし委員皆様の同意を得た。 今日の議論について一言ずつ感想をお願いする。

【委員】

2回目で形が決まってきている。次回は細かい調整が必要。3回目に向けて微調整していただきたい。

【委員】

事務局で提案していただいたことで議論が進行した。

5 P の 「若年層を対象とした効果的なもの」との表現を 「若年層をはじめとした幅広い年齢層を対象とした効果的なもの」と文言変更をすることで全体のニーズに合うのではないかと感じた。

【副委員長】

キーワード的に働く人達の機能の広がりといういいキーワードが出た。会議の方向性が はっきりしたと感じた。

形式と実態を合わせる。合わせることができると利用者、運営側皆に良い。

指定管理を入れることにより運営効率化、また今まで運営してきた実績そのバランスを 含めて考えることが重要。

【委員】

今まで利用した人に影響がなく、また新しく人も入れる仕組みができることがより良い。 青少年の年齢の定義は難しい。幅広い層でうまくかみ合うと良いと思う。商工会議所でも 実態と規定が合わない実態がある。今後運用もしっかり整理できるとよい。

【委員】

色々な議論があった。現状で利用されている人の不利益がないように守ってほしい。幅 広くというのもよいと思うが、バランスをとっていただきたい。

【委員】

提案を聞いて今後の展開が面白くなっていけばよいなと感じた。利用者として 10 年以上 利用しているが、貸館も講座も減ってきている。周知徹底や SNS 等の媒体を利用した広報 についてもできるとよいと思う。

【委員長】

新しい形の広報活動が必要。

次回答申案を事務局に提出をしていただき議論を進めたい。

以上で議事は終了とし、事務局にお返しする。

次回の委員会開催 まん延防止等重点措置の発出により書面にて開催